

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成30年1月29日

【会社名】 株式会社原弘産

【英訳名】 H A R A K O S A N C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡 本 貴 文

【本店の所在の場所】 山口県下関市細江町二丁目2番1号

【電話番号】 0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 津 野 浩 志

【最寄りの連絡場所】 山口県下関市細江町二丁目2番1号

【電話番号】 0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4

【事務連絡者氏名】 取締役 津 野 浩 志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年1月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年1月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現するため監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約の締結を可能にすることで、その期待される役割を十分に発揮できる環境を整えるために新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

業務提携により取扱いを開始した電力需給契約の斡旋業務について新設するものであります。

上記に伴う条数の変更その他表現の統一、明確化等所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

岡本 貴文、板井 均、津野 浩志を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

福田 亨、星山 敏秀、浦 隆行を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬額を年額7千万円以内とすることにつきお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額は、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたいたしと存じます。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額2千万円以内とすることにつきお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	267,189	56,821	0	(注)1	可決 82.46
第2号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。) 3名選任の件					
岡本 貴文	313,428	10,582	0	(注)2	可決 96.73
板井 均	313,241	10,729	0		可決 96.68
津野 浩志	314,318	9,692	0		可決 97.00
第3号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
福田 享	263,679	60,291	0	(注)2	可決 81.38
星山 敏秀	263,685	60,325	0		可決 81.38
浦 隆行	264,722	59,288	0		可決 81.70
第4号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。) の報酬等の額設定の 件	257,664	66,346	0	(注)3	可決 79.52
第5号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額設 定の件	261,086	62,558	0	(注)3	可決 80.67

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。